

# 開発型不動産 証券化の 意義と可能性

日本格付研究所  
ストラクチャートファイナンス室  
チーフアナリスト  
**伊藤**

紀辛

一九九九年は「日本の不動産証券化」元年」といわれ、現在まで約一年が経過した。証券化の対象不動産もオフィスビル（賃貸ビル・本社ビル）、ショッピングセンター、百貨店、金融機関店舗、工場、ガソリンスタンド、ホテル、アパート等多様化が進んでいる。そして、昨今では「トクイズインバウ・ターミ」による不動産証券化も行われるようになつてゐた。これはCMBSの(Commercial Mortgage Backed Securities)の一様で、特定目的会社（以下「のむじ」）が金融機関からのローレン物件を取得し、その金融機関がローンを証券化するものである。「のむじ」の手法を応用すれば、開発事業主体（アーバンパーク）は自らの資産をふくらますことなく、不動産開発事業を事業上行つことができるようになる。本稿では、日本格付研究所（以下「つり所」）が最近格付けした「アクイズインバウ・ターミ」による開発型不動産証券化の実例を紹介し、その特徴ならびに意義について述べてみたい。

# 「保有」から 「利用」への 転換促進で 市場活性化に 寄与

特約付き匿名組合出資(注2)によ  
る。また、借入人の段階では劣後

足に備えて、敷金積立口座・修繕積立口座・維持運

出資への分配には回らず留保されるという工夫がなされている。

ようになる。その特徴として以下のような点を指摘できよう。

社債や劣後社債の元本償還および利払いの支払い等に劣後しか

り、各口座には質権設定による保全措置も講じられている。さらに

通常の不動産信託（処分型不動産信託を含む）を利用したスキーム

## ①重層的な信用補完（優先劣後スキーム）

つ、劣後貸付の元利払いにも劣後してい

本案件では優先貸付金利水準と本債券・劣後社債で設定されている

本債券(三一億円)は劣後社債

な重層的な信用補完措置が講じられてゐる。

金利水準の乖離により超過収益が  
生まれる仕組みとなつてゐるが、

券の実質的な裏付け資産である優先貸付は劣後貸付に優先している

また、対象不動産の所有者である借入人は一時的なキャッシュ不

当該超過収益は一定の条件がクリアされなければ劣後特約付き匿名

「貸付債権信託」のスキームのため、キャッシュユーリザープ（現金準備金）は受託者名義ではなく、あくまで物件所有者でもある借入人

名義のままとなっているという特徴がある（不動産信託と貸付債権信託の概要については第2図を参照）。各キャッシュユーリザープは使

用目的があらかじめ契約で規定されではいるものの、口座名義が借入人のままであることから、社債の利払い・償還の確実性を高める

ためには、チエック・アンド・バランスが効く口座管理体制や厳しいコントロール体制が必要になる。

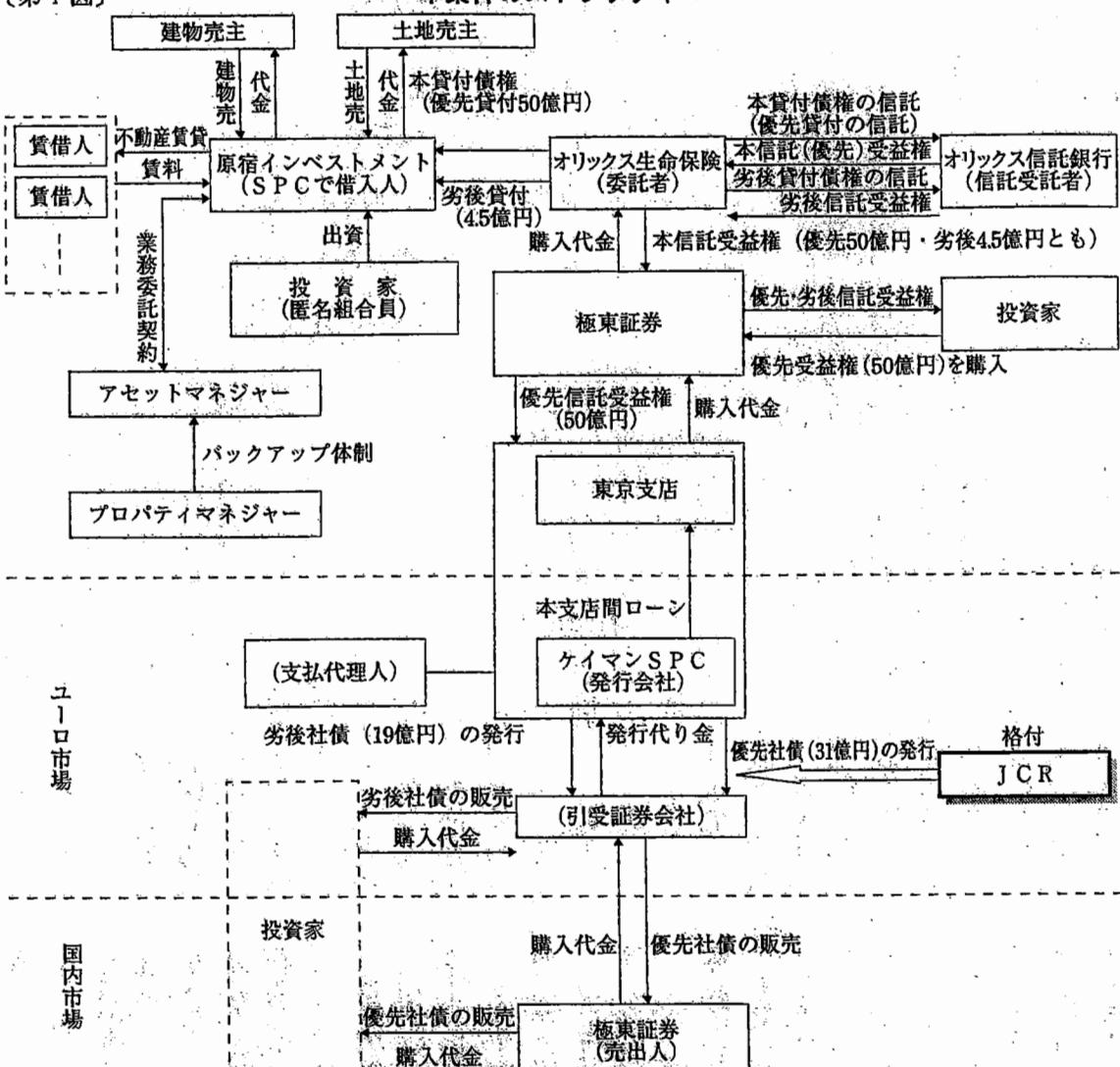
このため、本件では業務委託契約により借入人名義の口座管理をアセットマネジャーに行わせるものとし、かつ、アセットマネジャーは、(a)借入人に代わって支出した費用の細目、(b)当該支出を証する書面および(c)各前月末日時点における預金残高証明書を三ヶ月ごとに借入人および社債発行体である受益者に報告するものとしている。加えて、信託受託者宛てにも上記(a)および(c)を書面で報告することとしている。

また、アセットマネジャーについてもあらかじめバックアップ体制が敷かれており、当初のアセットマネジャーがデフォルト等の一時事由に該当した場合、プロパティマネジャー（本件では対象不動産と同種の商業施設の管理実績を有する東証上場企業がすでに選定されている）に交替すべくスタンバイ体制がとられている。

### ③不動産の将来価値と予測キャッシュフロー

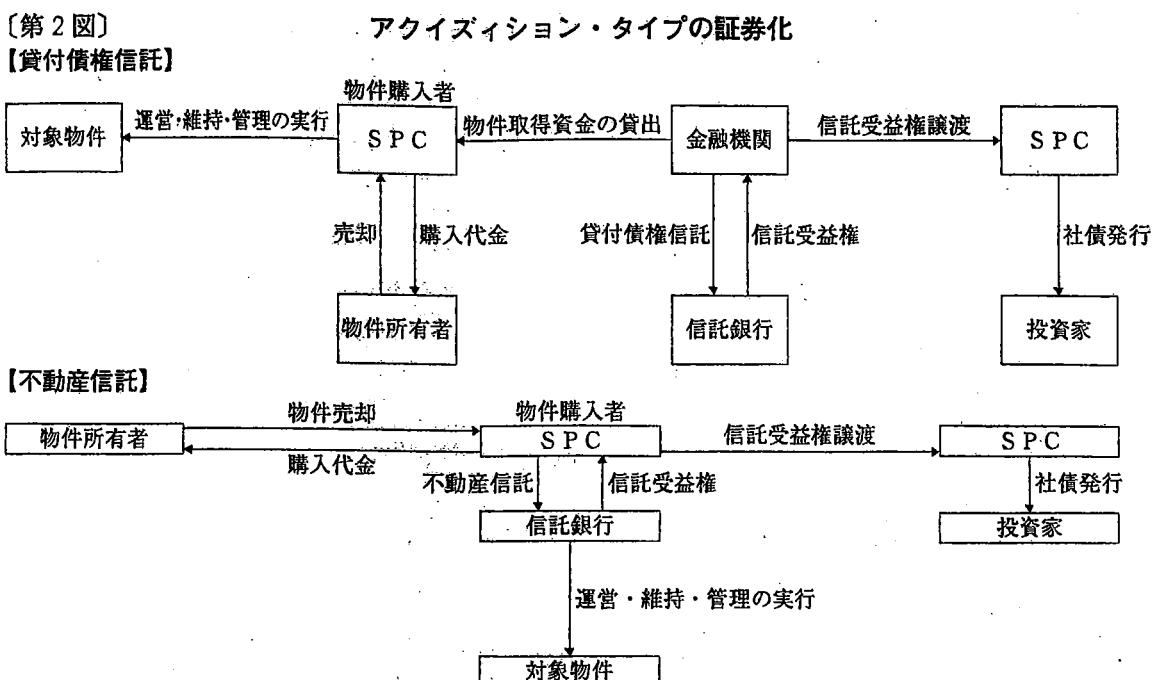
通常の不動産証券化では、対象

[第1図] 本案件のストラクチャー



①オリックス生命（以下「オリジネーター」という）がSPCである原宿インベストメント（以下「借入人」という）に対して、物件取得資金として総額545億円（優先貸付50億円、劣後貸付4.5億円）の担保権付きローンを貸出実行（各金額でそれぞれ第1順位・第2順位抵当権を設定）。借入人名義の各種口座にもそれぞれ第1順位・第2順位の質権を設定）。②オリジネーターは上記ノンリコースローンの貸付債権をオリックス信託銀行（以下「信託受託者」という）に「貸付債権」信託し、優先信託受益権（50億円）、劣後後信託受益権（4.5億円）をもつ。③信託設定とともに委託者兼当初受益者であるオリジネーターは投資家宛てに優先信託受益権および劣後後信託受益権を真正に信託譲渡する。④極東証券は優先信託受益権を投資家から買い戻し、ケイマンSPC東京支店に売却する。⑤ケイマンSPC東京支店は優先信託受益権（50億円）の購入資金をケイマンSPCからの本支店間ローン（優先本支店間ローン31億円、劣後本支店間ローン19億円）で調達する。⑥ケイマンSPCは優先信託受益権を裏付けとして変動利付き内貨建優先社債である格付対象債券31億円（以下「本債券」という）と並び格付の劣後社債19億円（私募形式で、以下「劣後社債」という）を発行する。なお、本債券31億円には第三者の保証等の外部信用補完および流動性補完はなく、その元本償還可能性はもっぱら最終的な債務者である借入人のリファイナンスの可否、あるいは対象不動産の換価価値に依存している。

〔第2図〕  
【貸付債権信託】



不動産のトラックレコードやレンタロールなどのヒストリカルデータが必要になる。これは格付機関

するための資料である。不動産証券化の場合、賃料支払い債務者たるテナントの入れ替わりが比較的

頻繁（とくにマルチテナントの場合）に行われ、かつ法的にも六ヶ月前の事前解約通知により退去可能なもの（注3）が大半を占めているため、ヒストリカルデータ上の分析をすることに起因している。

ヒストリカルデータは大別して、①建物の維持管理・修繕履歴等に関するデータ、②賃貸借契約に関するデータ（テナント属性、テナント数、賃料水準、賃料改定状況、賃料不払い・延滞等）の二種類のデータ集合に分けられる。前者はおもに対象不動産の質を見極める際の重要なデータとなり、後者は資産のパフォーマンスを分析

が証券化後のキャッシュフローを予測するために、過去のヒストリカルデータを利用してキャッシュフロー分析をすることに起因している。

一方、延滞率等についてもシナリオ分析においてそのまま適用することは好ましくなく、むしろ証券化時点での契約賃料と市場適正賃料との乖離に留意してキャッシュフローのシナリオ分析をすることが肝要となる。

#### 一方、開発型の不動産証券化の場合には、開発案件であるがゆえ

に証券化段階では物件に関するヒストリカルデータの類いは存在しない（ちなみに、本案件においてJCRの格付作業は建築中の段階から開始している）。ヒストリカルデータは確かに将来を予測する

ことを見極める際の重要な参考資料ではあるものの、不動産証券化の場合には上記のとおりキャッシュフローの源泉であるテナントが入れ替わる可能性があることや市場適正賃料がどのくらいの水準であるかを見極めることこそが最重要項目（注4）である。

#### ④裾野の広がり

本案件は公募のCMBS案件で、クローシング（社債払込み）時点の投資家は投資信託、事業法人、金融法人と多岐にわたっており、あらためて不動産証券化投資家層の裾野の広がりを確認できる案件となつた。

また、従来不動産証券化のアレンジヤー業務は国内大手・外資系等の一部金融機関に限られていたが、本案件では極東証券がアレンジングをしており、さらに最近は他の案件をみても中堅・中小規模の不動産コンサルティング会社等

がアレンジングしているのが見受けられる。投資家層に加え、アレンジャーも広がりを見せつつあることが実感される。

## 格付の仕組みと意義

### (1) 投資家サイドに立ったバリュー評価

不動産の価格はいわゆる「一物一価」ではなく、時価の算定がむずかしいとされる。確かに株式・債券等のように誰もが参加できるオープンマーケットが存在せず、かつ、価格といつても不動産鑑定評価額・公示価格・路線価格・固定資産税評価額等さまざまな「価格」が存在するので、「時価」を見極めるのはむずかしい。さらに、買手サイドが売手サイドから見ても主張する「時価」が乖離することが多いのも事実である。

このため、JCRでは投資家サイドに立つ格付機関として、オリジナリティーサイドから格付にあたり提出された不動産鑑定評価書に加えて、JCR独自でマーケット調査を含めた不動産価格報告書を第三者専門機関から入手することにしている。その後、(a)マーケッ

ト分析、(b)対象不動産の質、(c)プロパティ・マネジメント能力、(d)テナント状況(テナントの質とその分散度合い)に留意しながら、不動産鑑定評価書等も参考にして、最終的な不動産の価値査定を行っている。

本案件においても、開発型不動産証券化案件として将来の予測キャッシュフローをどうみるかによりその割引現在価値は大きく異なることになり、実際にJCRが本案件で入手した二つの鑑定評価額は約三割の価格乖離がみられた。

今回、JCRでは投資家すなわち「買手の立場」に立つべしとの認識から、不動産のもうさまざまなりリスクを保守的に見積もつたうえで、不動産価値の査定を行った。また、この査定価値を基にして本債券発行時のLTIV(Loan to Value: 資産価値に対する債券元本金額の割合のこと)で、いわゆる担保掛目のこと)を五〇・六%とした。これは、マーケット分析から予想される将来の資産価値変動等をも考慮したものである。その結果、投資家サイドからすれば不動産証券化の格付された社債に投

資することで、売主の「言い値」価格ではなく、買主の「指し値」価格で間接的に物件の利用価値を享受できることになっている。

### (2) 投資家にとっての「アクト」とエクイティの違い

本案件の場合には投資家の一部に投資信託が名を連ねており、その背後に数多くの個人投資家があると考えられた。今春には、日本にも不動産ファンド(いわゆるJ-R-E-I-T)商品が投資商品メニューの一つに加わり、東京証券取引所に上場されることが予定されているが、本案件は不動産ファンドが個人投資家を含めた投資家にいかなる情報開示を行っていくべきか等を示唆する案件ともとらえることができる。

投資家が不動産に投資する場合には、デットホルダー(債権者)となるかエクイティホルダー(出資者)となるかの選択肢がありうる。不動産投資とはまさに「不動産事業」への投資であり、不動産事業から生ずるキャッシュフローが変動する事業リスク(Business risk)や不動産事業主のデフォルト等による財務リスク(Financial risk)を投資家は負担することになる。

投資家にとってみればデット投資の場合、その期待収益はあくまでもクーポンと投資元本の回収に限られるため、ハイリターンは望みにくい。しかしながら、とくに格付が付与されたデット投資の場合は、社債発行後も格付機関が常に投資家保護の観点から、その不動産事業のパフォーマンスをモニタリングしているため、不動産投資になじみのない個人投資家等にとつては比較的安心感のある投資といえるのではないだろうか。

### (3) 不動産開発型証券化スキームの広がりと可能性

開発事業の主体にとって、本案件の対象不動産はもともと土地だけの状態で保有されており、いわゆる不稼働資産であった。

アクイズイション・タイプの証券化により、土地が「保有」から「利用」の形態に生まれ変わったといえる。一方、デベロッパーにとっては自らの資産をふくらませずに、企画力・ノウハウにより不動産開発することが可能となる。

日本の不動産業界にもようやくそうした「ノンアセット・ビジネス」の素地が根づこうとしているのではないかだろうか。

次に本案件をオリジネーター等の貸手の観点からみると、証券化スキームを利用する」とで、金融機関が実行したコンストラクションローン<sup>(注5)</sup>が早期に回収できるメリットがある。つまり、「C MBSの投資家（個人投資家を含む）は事实上当該プロジェクトのパートナントローン<sup>(注6)</sup>を実行したことになるわけである。

また、信託受託者サイドからみてみると、日本で信託業務を行っている信託銀行（外資系九社を含め合計五一社）はすべて不動産信託業務を行うことができる。しかしながら、不動産証券化の出口戦略（Exit Strategy）で必須となる不動産の「処分型信託」業務については、金融庁「事務ガイドライン」の規制により、業態別子会社形式の信託銀行には認められておらず、一部の信託会社（專業信託六社、大和銀行、外資系信託九社）に限定されている。

こうした規制により、本案件は前述のとおり「貸付債権信託」スキームをとったと推測されるが、逆に、業態別子会社形式の信託銀行でも本案件のようなスキームを利する」とで自ら受託者として不

## 情報開示と説明責任が 重要に

動産証券化のストラクチャーに当事者として参加できるのである。

現在、不動産証券化市場は黎明期から成長期への過渡期にあるといえる。今後、成長期から成熟期に至るにはマーケットメーカー（注7）の出現やセカンダリーマーケットの充実が必要となるであろうが、今春にも市場創設が予定されている不動産ファンドがいわゆる不動産ABSやCMBSを購入できるようになったのは不動産証券化市場の活性化の意味でも朗報であるう。

案件が積み重なり徐々に投資家の認知を受けることによって、日本の一不動産市場は本格的に活性化していくだろう。近時、東京都内的一部でミニバブル現象が騒がれているが、地に足がしつかりとついた不動産市場の活性化をぜひとも期待したい。

※本案件の詳細についてはJCRホームページ(<http://www.jcr.co.jp/abs.htm>)の【ストラクチャー・ファイナンス】を参照ください(無料でダウンロードできます)。

海外でされている等の理由から、不動産特定共同事業には該当しない（不動産特定共同事業法二条三項、同施行令一条五号、同施行規則二条）。

3 二〇〇〇年三月一日から定期借家法が施行されたことから、今後テナント（債務者）の入れ替わりは従来と比べて少なくななる可能性はある。

4 たとえ対象不動産が現時点で高水準の賃料を確保できていても、いずれはマーケットの市場適正賃料に収斂するであろう。

5 建物竣工までのつなぎローンで、返済原資はパーキメントローンとなるため、リファイナンスの可否が貸手にとって重要なファクターとなる。

6 開発した事業から生ずる事業収益を返済原資とした長期間にわたるローンのことで、貸手にとってでは物件が竣工していることと予定されている事業の収益性が重要なチェック項目となる。

7 ここでいうマーケットメークガードとは資産担保証券の値付け業者のこと。売り・買いの気配値を電子情報端末などを通じて顧客に毎日提示し、流通性確保の役割を担う。

2001. 4. 23 金融財政事情